

行政の焦点



二階建ての工場建屋な

どには製品等を運搬する

ため、エレベーターを設置されていることが多い

と思います。

本年6月以降、工場建屋などに設置されているエレベーターについて、昇降路の荷の積卸口に戸がない、戸があつても、戸が開いた状態で搬器を昇降させることができる、あるいは、搬器がない階の戸が開くことから、エレベーターの使用的停止を命じた事業場が5件ありました。

そこで、今回、エレベーターについて、ご留意いただきたい内容につい

て紹介させていただきます。

「昇降機」「リフト」

ればなりません。
また、搬器を昇降させるための動力の形式は問いません。巻上機であると油圧ジャッキであると、動力を用いて、ガイドレールに沿つて搬器を昇降させ、人または荷を運搬することを目的とする機械装置であれば、エレベーターに該当します。

特に、積載荷重（搬器にのせることができる最

大の荷重）が一トン以上の大の荷重）が一トン以上の大の荷重）が一トン以上のエレベーターを製造する場合、労働局長の製造許可を受けることが必要ですが、積載荷重が一トントン未満のものであつても、積載荷重が二五〇キログラム以上のものであれば、『エレベーター構造規格』は、安全装置として、

①昇降路のすべての荷の積卸口の戸が閉じていなければ、搬器を昇降させることができない装置、及び、

など機械の名称が何であれ、工場などの建屋に設置されている『人および荷（人または荷のみの場合を含む）をガイドレールに沿つて昇降する搬器にのせて、動力を用いて運搬することを目的とする機械装置』は、労働安全衛生法上、エレベーターに該当し、その構造は『エレベーター構造規格』に合致したものとしなけれ

ばなりません。
また、搬器を昇降させるための動力の形式は問いません。巻上機であると油圧ジャッキであると、動力を用いて、ガイドレールに沿つて搬器を昇降させ、人または荷を運搬することを目的とする機械装置であれば、エレベーターに該当します。

特に、積載荷重（搬器にのせることができる最

大の荷重）が一トン以上のエレベーターを製造する場合、労働局長の製造許可を受けることが必要ですが、積載荷重が一トントン未満のものであつても、積載荷重が二五〇キログラム以上のものであれば、『エレベーター構造規格』は、安全装置として、

①昇降路のすべての荷の積卸口の戸が閉じていなければ、搬器を昇降させることができない装置、及び、

鍵を用いなければ外から当該荷の積卸口の戸を開くことができない装置の取り付けが義務づけられています。今回、使用的停止を命じたエレベーター（簡易リフトを含む）は、昇降路の戸に、①あるいは②の安全装置が取り付けられていないかったものです。

なお、『エレベーター構造規格』あるいは『簡易リフト構造規格』には、これら以外にも各種要件が定められているので、注意して下さい。（簡易リフトの主要構造要件については、図1参照）

また、労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター（簡易リフトを含む）は、製造業など工業的業種（労働基準法別表第一号から第五号までに掲げる事業）の事業場に設置されたものが対象となります。が一平方メートル以下、又は、その天井の高さが一・二メートル以下の荷のみを運搬することを目的とするエレベーター』については、労働安全衛生法上、簡易リフトに区分され、エレベーター構造規格より要件が緩和された『簡易リフト構造規格』を満たせば、設置し、使用することができます。

(図1)

簡易リフトの構造と管理

